

平成26年度

事業計画

【目標】

『誰もが自分らしく安心して暮らせる福祉のまちづくり』

社会福祉法人 船橋市社会福祉協議会

事業方針

東日本大震災から3年が経ち、今だ避難住民問題や復興問題の残るなか、地域社会にあっては、「住民が安心して暮らすことができる地域」や「災害時要援護者」に対する支援体制が求められております。このような住民相互のつながりや支え合いによる福祉のまちづくりが、船橋市社会福祉協議会（以下、「市社協」）の重要な課題となっております。

市社協では『第2次船橋市地域福祉活動計画（以下「活動計画」）』に基づき、事業を進めておりますが、昨年度は活動計画の重要課題（5項目）の中で、特に「移送サービスの検討」については、市社協としての方向性を提案し、また、「安心登録カード事業の推進」及び「災害時における高齢者・障がい者・子どもの支援・救援の研究」については、行政（市）が進めている「災害時要援護者避難支援事業」との連携のもとに各地区の町会・自治会及び民生児童委員協議会などの協力を得て、「はがきなど」により安否確認などを実施いたしました。平成26年度も継続して要援護者への具体的な支援対策に取り組んでまいります。

なお、他の重要課題についても「活動計画推進委員会」及び「検討部会」を開催し、推進が図られるように努めてまいります。

市社協の事業及び運営基盤強化を図るうえでの自主財源確保などについては、理事会の「財政部会」や「事業部会」を開催するなど、安定した財源の確保や事業の充実強化に努めてまいります。

このように、各種事業の推進を図るうえにおいては、あらゆる機会を捉え事務事業の見直しや、経費の削減に努め、的確かつ効率的な事業運営に邁進してまいります。

以上のことを踏まえ、平成26年度は下記の事業項目に力点を置いてまいります。

- 1) 社会福祉協議会の運営基盤の強化及び自主財源の確保
- 2) 地域福祉推進の基盤としての地区社協の充実強化
- 3) 第2次地域福祉活動計画の推進
- 4) 安心登録カード事業の促進
- 5) ボランティアセンター事業の充実
- 6) ふなばし高齢者等権利擁護センター事業の推進
- 7) 生活福祉資金貸付事業及び福祉銀行貸付事業の促進
- 8) 老人福祉センター管理運営の促進

重点事項等の施策の内容

(1) 市社協の運営基盤強化及び自主財源の確保

施 策	内 容
賛助会員・特別会員の増加	<ul style="list-style-type: none"> ・町会、自治会、個人、団体、企業へ会費納入協力の促進及び新規開拓（新規町会・自治会への説明） ・会費未加入町会・自治会への納入協力の依頼
収益事業の運営	<ul style="list-style-type: none"> ・馬込斎場売店経営改善に向けた検討会議の開催 ・自動販売機（飲料水）の設置促進 ・収益事業の開拓に伴う検討研究 ・マスコットキャラクターグッズの販売
財政部会・事業部会の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・財政面や事業面からの見直しを行うための部会開催

(2) 地域福祉推進の基盤としての地区社協の充実強化

ミニデイサービス事業の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・虚弱あるいは引きこもりがちな高齢者の事業への参加促進に協力 ・実施回数、開催場所、プログラム等の助言 ・事業協力ボランティアの育成
ふれあい・いきいきサロン事業の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者などが仲間づくり、生きがいづくりの場となるよう指導・助言 ・事業内容を高齢者とボランティアによる共同企画に助言・協力
子育てサロン事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て家族における親子のふれあい交流を促進 ・子育てに関わる不安や問題の相談対応に協力 ・異年齢の子供との交流の促進
ボランティア育成事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア事業内容の指導・助言 ・各種ボランティア養成講座開催に協力 ・地域内ボランティアの交流及び情報交換に協力 ・ボランティア活動のための組織づくりに協力
地域福祉まつりの活発化	<ul style="list-style-type: none"> ・事業実施に伴う実行委員会の組織化に協力 ・公民館、学校、各種施設等との連携調整に助言 ・地域福祉まつり事業内容の指導・助言と地域住民への周知に協力 ・各種団体との連携（ネットワーク）と協働の促進
地区社協事務局員（地域コーディネーター）の資質の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・事務局員研修（全体・ブロック別）による資質の向上 ・初期相談の的確な対応指導（地域関係機関・団体との連携強化）

情報提供の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・地区社協だより、チラシ、ポスターの発行に助言 ・ホームページの活用による情報提供の推進に協力
地区社協の育成・支援	<ul style="list-style-type: none"> ・各地区社協が自主性をもとに、地域住民に各種サービスの提供ができるよう、地区社協への育成及び事業活動に協力 ・地区社協ブロック別事業への協力 ・新規自主事業を実施するための助言 ・事業活動を行う拠点整備及び施設利用への助言

(3) 第2次地域福祉活動計画の推進

第2次地域福祉活動計画の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・第2次活動計画推進委員会及び検討部会の開催 ・第2次活動計画の進捗状況の把握及び提言、助言や実践に向けての課題の整理
----------------	--

(4) 安心登録カード事業の促進

安心登録カード事業の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・「安心登録カード事業」の促進と安全管理の徹底 ・行政の「災害時要援護者避難支援事業」との連携 ・各地区住民に対するPRと登録の促進 ・救援・支援体制整備（日常の見守り）の促進
--------------	---

(5) ボランティアセンター事業の充実

ボランティアの発掘、育成	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティアセンターの運営の充実及び活発化 ・ボランティア登録の促進及び相談調整 ・ボランティア連絡協議会との連携強化 ・ボランティアの情報交換、ネットワークづくり ・ボランティア活動の情報提供（市民活動サポートセンターとの連携推進） ・市民大学校との連携推進
ボランティア団体の活動支援及び連携調整	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア連絡協議会及び団体との日常的な活動の情報交換 ・学習会の促進 ・ボランティア団体の相談及び助言と育成
ボランティア研修・講座等の開催	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア講習会 ・災害ボランティア研修会 ・ボランティアの集い ・シニアボランティア研修会
福祉教育の推進と支援強化	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉教育推進指定校との連携及び活動支援 ・中学生ボランティア養成講座の開催 ・教育委員会（行政）との連携及び情報交換

福祉用具等の貸し出し	<ul style="list-style-type: none"> ・車椅子、高齢者擬似体験用具、点字板・アイマスクなどの貸出 ・福祉用具等の学習指導に協力
災害時ボランティア活動の訓練及び調査研究	<ul style="list-style-type: none"> ・「災害対策基金」設置の検討 ・災害ボランティアセンター立ち上げ訓練の実施 ・災害時のボランティア活動における支援及び整備

(6) ふなばし高齢者等権利擁護センター事業の推進

日常生活自立支援事業(地域福祉権利擁護事業)の周知と利用促進	<ul style="list-style-type: none"> ・日常生活自立支援事業のPRと周知の拡大 ・福祉サービスの利用援助の充実 ・生活支援員の専門的知識と技術の修得 ・弁護士、司法書士、生活支援員等との連携強化 ・包括支援センターや在宅支援センターなどにサービス内容の情報提供(PR) ・法律相談の促進
--------------------------------	---

(7) 生活福祉資金貸付事業及び福祉銀行貸付事業の充実

生活福祉資金貸付事業及び福祉銀行貸付事業の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・離職者等、低所得生活困窮者の自立促進 ・福祉銀行貸付資金の運営及び原資の確保 ・償還滞納者に対する監督、催告などの強化
-------------------------	--

(8) 老人福祉センター管理運営の促進

老人福祉センター運営の充実 「中央老人福祉センター」 「南老人福祉センター」	<ul style="list-style-type: none"> ・各種相談活動の充実 ・各種自主事業の推進 ・サークル及びクラブ活動の活発化 ・他の老人福祉センターとの情報交換 ・次年度指定管理者への申請
--	--

(9) 高齢者・障がい者等の地域生活の支援

在宅福祉サービス事業(家事援助活動)の組織化と支援	<ul style="list-style-type: none"> ・助け合いの会等の活動に助言 ・地域在宅実践団体情報交換会の開催 ・福祉リフトカー貸し出しの促進
老人クラブ自動車借上料補助事業	<ul style="list-style-type: none"> ・老人クラブが会員相互の親睦、教養の向上のため自動車(バス)を借上げた場合、借上料の一部を補助
高齢者等「お休み処」の運営促進	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の商店会の空き店舗を活用し、商店会の活性化につなげるとともに、高齢者、障がい者、子育て中の親子が気軽に利用できる場として、設置している2ヶ所(ホッとところ咲が丘・ホッとスクエア-夏見)の「お休み処」の利用及び運営促進に努める

(10) 福祉情報の提供

広報紙「ふなばし福祉」の充実及び「市社協だより」の発行	<ul style="list-style-type: none">・「ふなばし福祉」の紙面構成の充実・ホームページによる速やかな情報の提供・「市社協だより」の発行による情報の提供
-----------------------------	--

(11) 市受託事業の効率的運営とサービスの向上

福祉リフトカー運行の推進	<ul style="list-style-type: none">・重度身体障がい者及び寝たきり老人等の通院、会合等社会生活上必要な用務のための利用に供し、在宅福祉の増進に寄与・安全運転、利用者保護に努める
米寿記念写真撮影事業の推進	<ul style="list-style-type: none">・米寿記念写真撮影の希望者に、記念写真を贈呈し、高齢者福祉の増進に寄与
老人クラブ自動車支援事業の推進	<ul style="list-style-type: none">・老人クラブが会員の教養を高めるために、研修等を実施する場合に大型バスを貸与し、高齢者福祉を増進
市民後見人養成講座の開催	<ul style="list-style-type: none">・初心者のための市民後見人養成講座の開催

(12) 次代を担う青少年の健全育成事業の支援

青少年の健全育成及び非行防止	<ul style="list-style-type: none">・少年少女団体連絡協議会加盟団体との連携及び育成に協力・青少年の環境を良くする市民の会、青少年相談員連絡協議会、青少年補導員連絡協議会などとの連携強化・小地域子供の遊び場の安全点検強化・おもちゃの図書館の充実
----------------	---

(13) 市社協の運営・事業の透明化

情報の開示及び運営事業の積極的なPR	<ul style="list-style-type: none">・情報を公開することにより、市社協に対する市民の理解と信頼を深め、市民参加による福祉の増進
--------------------	---

(14) 個人情報の保護

個人情報保護の適正な取り扱い及び安全管理	<ul style="list-style-type: none">・個人情報保護規程に基づき(市社協・地区社協)適正かつ安全な管理
----------------------	--

(15) 福祉サービス利用者保護のための体制整備

福祉サービスの苦情に対しての適切な対応	<ul style="list-style-type: none">・福祉サービス苦情に対しては、苦情解決に関する要綱に基づく、速やかで適切な対応に努める また、利用者の個々の状態に配慮した適切な対応を推進するため、「第三者委員会」を設置し、利用者保護に努める
---------------------	--

(16) 社会福祉事業振興資金貸付事業の促進

老人、障がい者施設及び保育施設の整備資金貸付と償還	<ul style="list-style-type: none">・社会福祉法人の福祉施設の新設又は増改築に必要な資金を貸し付け、施設の充実に寄与するとともに、貸付金の償還計算書により償還業務に努める
---------------------------	---

(17) 共同募金事業の推進

共同募金会船橋市支会事業の実施及び地域配分の効果的活用	<ul style="list-style-type: none">・赤い羽根共同募金運動の強化を図るため、広報紙やホームページ等に掲載し、市民の理解と協力を得る・住民相互の助け合いを基本とした、「支え合いといたわり合いの地域づくり」、「心豊かな住みよい福祉コミュニティづくり」を目指し、地域配分金の効果的活用を図る
歳末たすけあい募金の適正配分	<ul style="list-style-type: none">・要援護者世帯をはじめ、地域住民による福祉活動や地域住民が参加する福祉活動に適正配分するとともに、募金の趣旨についてPRを重ね市民の理解と協力を図る

(18) その他の事業

一般貸切旅客自動車の借上利用事業	<ul style="list-style-type: none">・「一般貸切旅客自動車借上利用事業」の周知・利用団体への促進
関連団体との連携強化	<ul style="list-style-type: none">・町会自治会、民生児童委員、主任児童委員、ボウ連協、福祉関係施設、NPOその他関連団体との連携強化